

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

士別市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

士別市は、我が国最大の食料供給基地である北海道の北部・天塩川上流域に位置し、森林と急傾斜地が多く、積雪寒冷という本来農業には不利な条件を逆手に取り、冷涼な気候を特性としたクリーン農業を展開している。さらに、その生産活動等をとおして、国土の保全、水資源のかん養、大気の浄化、更には良好な景観形成などの多面的機能を発揮している。

しかしながら、本市の農業を持続していくためには、有機物の施用等の土づくりを進め、化学肥料に依存しないクリーン農業の確立が必要となっており、また、多面的機能の維持増進を担ってきた農業者が高齢化等により減少し、耕作放棄地の発生が懸念されるとともに、施設の維持保全等への取り組みが徐々に困難になっているため、農業・農村が有する多面的機能をいかに維持増進させることができるかが、今後における大きな課題となっている。

2. 目標

1を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、化学肥料に依存しないクリーン農業の確立及び農業・農村が有する多面的機能を維持増進させていくことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

士別市全域（過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地

a 傾斜1/20以上の田

b 傾斜15度以上の畑、草地及び採草放牧地

ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地（市長の判断によるもの）

a 傾斜1/100以上で1/20未満の田の全てを対象とする。

b 傾斜8度以上で15度未満の畑、草地及び採草放牧地の全てを対象とする。

ただし、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 集落協定の共通事項

特になし。

3 対象者

特になし。

4 その他必要な事項

(1) 地目及び農地形状等の変更による交付単価は、次のア、イを適用する。

ア 田寄せ畑寄せ等による地目の変更により、傾斜勾配が区分外となった場合は変更後の地目の緩傾斜の単価を適用する。

イ 土地改良等の実施による傾斜勾配の変更





(ア) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、平成27年度交付した単価を平成31年度まで適用する。

(イ) 集落協定認定年度以前に採択されている事業による場合は、その改善された圃場で農業生産活動を行う年度から、整備された圃場の傾斜勾配の単価を適用する。ただし、その勾配が区分外になった場合は、その地目の緩傾斜の単価を適用する。

(2) 土地改良通年施工の場合の取り扱い

土地改良通年施工を行っている農地も対象農地とする。ただし、当該年度内に事業が終了し、協定に事業実施が位置づけられているものとする。

促進計画区域図

凡例	
	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	1号事業、2号事業の重複

